明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍が滅失した件（**法務**六〇八）　一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六〇九～六一一）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**六一二、六一三、六一五、六一七）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**六一四、六一六）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**六一八）　三
○債務救済措置（債務繰延方式、債務支払猶予方式及び債務免除方式）に関する日本国政府とセーシェル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**五〇九）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千九百四十六号（コートジボワールに対する武器禁輸措置等の期限延長に関する決議）に関する件（**同**五一〇）　五
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件（**厚生労働**四一二）　五
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件（**同**四一三）　六
○食品衛生法の規定により登録検査機関の名称等を変更する件（**同**四一四）　六
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件（**同**四一五）　六
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件（**同**四一六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一四六三、一四六四）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二四七～二五四）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七六、一七七）　九
○高速自動車国道に関する件（**同**一七八）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**一二〇）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四〇）　一〇
○道路に関する件（**北海道開発局**一四八、一四九）　一〇

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　神奈川県　神戸市　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔地方自治事項〕

〔公告〕

諸事項　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一三〇

告示

○法務省告示第六百八号

鹿児島県大島郡徳之島町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年十二月十三日

法務大臣　仙谷　由人

鹿児島県大島郡亀津村亀津三千十四番地二号

長　めった

○法務省告示第六百九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十八号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十三日

法務大臣　仙谷　由人

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年一月十九日」を「平成二十三年一月十九日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月十九日から施行する。

○法務省告示第六百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十八号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十三日

法務大臣　仙谷　由人

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日」を「平成二十三年三月二十八日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年三月二十八日から施行する。